

栃木税務署からのお知らせ

◆所得税・個人消費税・贈与税の申告は、e-TAXをご利用ください

◆マイナンバーカードで自宅からe-Tax!

1. 国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」から、スマホやパソコンで所得税などの申告書を作成し、マイナンバーカードを使用してオンラインで提出ができます。
2. マイナポータル連携を利用すると、給与、年金、医療費、ふるさと納税などのデータを申告書の該当項目へ自動入力することができます。

(注：給与のデータは、事業主の方が、オンラインで源泉徴収票を提出していること等の要件があります。)

- ※1 マイナンバーカード読取対応のスマホ(またはICカードリーダー)が必要。マイナポータル連携のご利用には、事前準備が必要。
- ※2 マイナンバーカードおよび電子証明書の有効期限にご注意ください。有効期限や更新手続等の詳細はデジタル庁公式noteをご確認ください。

◆e-Taxを利用するメリット!

- 税務署に行かずに自宅から申告。
- 生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書などの添付書類は、記載内容を入力・送信すれば提出・提示が不要。
※法定申告期限等から5年間、税務署から書類の提出や提示を求められることがあります。
- 自宅からe-TAXで提出された還付申告は、3週間程度で還付。
※書面や、申告会場(税務署等)で提出された場合には1か月～1か月半程度で還付。
- 24時間いつでも利用可能。※メンテナンス時間を除きます。
- 受信通知からいつでも申告内容を確認可能。

《税務署への来署をご検討の方へ》

令和8年1月5日(月)から2月13(金)までは、税務署内に確定申告会場はありません。この期間に所得税・個人消費税・贈与税での申告相談にお越しいただいても、当日は対応できませんのでご注意ください(事前に予約のある方のみ対応となります)。

申告相談を希望される方は、令和8年2月16日(月)から3月16日(月)までの確定申告期間中にLINEによる入場整理券のオンライン事前発行を受けた上で確定申告会場へお越しください。

問 栃木税務署 ☎0282(22)0885(自動音声がかかりますので「0」の番号を選択してください。)

《マイナンバーカードの有効期限に関するQ&Aはこちら》



《書かない確定申告はこちら》



《マイナポータル連携はこちら》



《国税庁 LINE公式アカウント》



20歳になったら国民年金

日本年金機構HP



年金案内



電子申請

日本に住んでいる方は20歳になったら国民年金に加入することになっています。20歳になってから2～3週間程度で、日本年金機構から「基礎年金番号通知書」、「国民年金加入のお知らせ」、「国民年金保険料納付書」などが入った封筒が届きます。(現在、すでに厚生年金に加入されている方には送付されません。)

「基礎年金番号通知書」は一生をととして使用しますので大切に保管してください。

(20歳前に就職して厚生年金に加入したことがある方や、障害・遺族年金を受給したことがある方には送付されません。)

3週間程度経過してもお知らせが届かない場合は、年金事務所にご相談ください。

保険料のお支払いが経済的に困難な場合は、申請すれば保険料が免除・納付猶予される場合がありますのでお問い合わせください。(マイナンバーカードをお持ちであれば、免除・納付猶予を電子申請することができます。)

問 栃木年金事務所 ☎0282(22)4131